

全管連 第50回事務局研修会  
報告事項

	頁
1. 第57回通常総会・全国大会及び関連行事について	2
2. 平成29年度水道関係予算(案)について	7
3. 社会保険未加入対策について	12
4. 地震等緊急時対応特別調査委員会(日水協)の動向について	19
5. 管工事業界における資格取得等に関する取組み実態調査 (WEBアンケート) 報告書について	26
6. 管工事賠償補償制度について	29
7. 表彰制度について	38
8. 給水装置工事配管技能検定会について	49
9. 技能グランプリ・技能五輪全国大会における講師派遣について	51
10. 全管連 主要会議等予定表(案)	56
11. アヒルのたまご No. 58	別冊

全管連発 29 第 4 号  
平成 29 年 1 月 19 日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会  
(押印省略)

第 57 回通常総会・全国大会・記念旅行等に関する予備調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会第 328 回理事会（1 月 17 日開催）において、第 57 回通常総会等関連行事を別掲日程により「ホテル紅葉館・千秋閣」（岩手県花巻市）において開催することとなりました。各位におかれましてはご多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、多数のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、総会等関連行事の円滑な準備運営を図るため、出席者の予備調査を実施いたします。貴組合からの出席者数を調査票により、2 月 20 日（月）までにメールまたは FAX にてご回答下さるようお願い申し上げます。

なお、出席者は人数のみで結構ですが、なるべく確実な人数をご記入ください。この調査結果に従って、開催地組合では宿泊の確保等諸準備に入りますので、本申込時と大幅な変更がないようお願い申し上げます。

敬具

◎本件に関するお問い合わせ先

事務局 佐藤・阿蘇・仲村

TEL 03 (3949) 7312

FAX 03 (3949) 7351

メール higuchi@zenkanren.or.jp (小島)

**全管連第57回（平成29年度）**  
**通常総会・全国大会・懇親会及び記念旅行イベント、宿泊について**

1 第57回通常総会・全国大会及び懇親会について

(1) 期 日 : 平成29年 7月12日 (水)

(2) 場 所 : 花巻温泉 ホテル紅葉館・千秋閣

岩手県花巻市湯本1-125 TEL: 0198-37-2111

月日	行 事	時 間	場 所	会 費
平成 29年 7月 12日 (水)	受 付	午後1時00分～	ホテル紅葉館 1Fホール	・お一人様につき 30,000円 (税込み)
	通常総会 (理事会)	午後2時00分 ～午後3時30分	1F「巖鷲の間」	・夫人同伴の場合は2人 で 45,000円 (税込み)
	全国大会	午後4時00分 ～午後5時00分		・総会・全国大会・懇親 会はセットになってお ります (宿泊費は別途料 金)。
	懇 親 会	午後6時00分 ～午後8時00分	ホテル千秋閣 1F「瑞雲」	

※ 通常総会・全国大会会場（ホテル千秋閣）へのアクセス

○シャトルバス：JR新花巻駅から 約20分、いわて花巻空港から約15分

新幹線、飛行機の到着に合わせ随時運行予定

運行時間は、総会当日の午前11時00分から午後3時00分を予定

2 宿泊について

総会前日 (7/11 (火))、及び当日 (7/12 (水)) の宿泊を希望される方は、本会及び開催地組合を通じて宿泊のご予約を承りますので、併せてお申込下さい。

ホ テ ル 名	宿 泊 料 金	備 考
ホテル紅葉館・花巻・千秋閣	1室2名利用 15,000円	左記の宿泊料金は、1名につき 朝食、税、サービス料込み チェックイン午後3時～
花巻市湯本1-125	1室3名利用 11,000円	
TEL: 0198-37-2111	(シングルルームはございません)	

### 3 記念イベントについて

#### (1) 記念旅行

期 日：平成29年 7月13日(木)～14日(金)

宿泊場所：花巻南温泉 志戸平温泉 湯の杜ホテル志戸平

旅行代金：下記料金には、貸切バス・宿泊代(夕・朝食付)・昼食代(2食)等を含みます。

[お一人様につき] いずれも税・サービス料込み。

4～5名1室：40,000円                      3名1室：42,000円

2名1室：44,000円                      1名1室：52,000円

月日	行		程	
	《1日目》			
7月	花巻温泉	<東北道> 平泉町【世界遺産】毛越寺本堂・浄土庭園・宝物館(見学約50分)		
	8:00発		8:40～9:30	
13日		【世界遺産】中尊寺金色堂・讚衡蔵・月見坂(見学約90分)	<徒歩>	平泉レストハウス(昼食)
(木)		10:00～11:40		11:50～12:50
		陸前高田市:奇跡の一本松(見学・徒歩往復約20分)	<釜石道・東北道>	志戸平温泉(泊)
		14:10～15:10		17:00着予定
	★湯の杜ホテル志戸平 岩手県花巻市湯口字志戸平26 TEL:0198-25-2111			
	《2日目》			
7月	志戸平温泉	<東北道> 長者原SA(休憩)	<東北道>	松島【国宝】瑞巖寺(見学約50分)
	08:00	9:20～9:35		10:30～11:20
14日	<三陸道> 松島棧橋	松島湾遊覧船(約50分)	塩釜港:マリンゲート塩釜	
(金)	11:30		12:20～12:30	
	塩釜:武田の笹かまぼこ(昼食・お買い物)		JR仙台駅 14:30着予定	
	12:35～13:50		仙台空港 14:30着予定	

#### ※主な見どころ

##### 1 世界遺産〔平泉〕を訪ねて

平安末期、前九年、後三年の合戦と長い悲惨な戦いがあり、初代藤原清衡は敵、味方の区別無くすべての霊をなぐさめ仏の教えによる平和な理想社会の実現のため『中尊寺』、『金色堂』を建立し、二代基衡は『毛越寺浄土庭園』を造園、三代秀衡は『政庁柳御所』を造営して藤原三代にわたり100年間戦争のない平和な社会が続いた。その後、源氏の内紛に巻き込まれ鎌倉方の攻撃を受け滅亡へと追いやられた。この奥州藤原氏が築いた浄土思想に基づく黄金文化、仏国土の遺産群を人類の共通の宝として1972年世界遺産に採択されました。

##### 2 震災復興状況==車窓から視察

平成23年東日本で発生した津波を伴う大震災は、岩手、宮城、福島沿岸地域に甚大な被害を与え、岩手県では死者5,127名、行方不明者1,126名となった。なかでも、岩手県は陸前高田市、宮城県は南三陸町、福島県は原発被害と被害が多く、復興に向け懸命の努力を傾注しているところであります。

##### 3 松島巡り

海に囲まれた国、日本の持つ海の青、松の緑が対照的におりなす絶景、天が我々に与えた自然の恩恵の景勝地『安芸の宮島』『天の橋立』と共に日本の三景として楽しまれている『陸前松島』は湾内に250余の島があり、こんもりとした松が茂り、清々とした姿は絵のように美しい。この優雅な景観を存分に鑑賞下さい。

##### 4 瑞巖寺

臨済宗青龍山瑞巖寺は、平安の初期、慈覚大師により開創され当初は天台宗延福寺と称していたが、江

戸時代に入り仙台 62 万石の城主伊達政宗公が大伽藍などを寄進し奥州の大禪刹の『瑞巖寺』となり現在に至っています。

## (2) ゴルフ大会

- ア 開催日時 : 平成29年 7月13日(木) 09:04~
- イ 会場 : 盛岡南ゴルフ倶楽部(花巻市石鳥谷町戸塚2-13-1 Tel:0198-45-5681)
- ウ 予定人員 : 80名(キャデイ付乗用カート 南コース:OUT:10組・IN:10組)
- エ 参加費 : お一人様: 20,000円(プレー代・昼食代含む)  
(売店・茶店等のご利用につきましてはお帰りの際、各自ご清算をお願いいたします。)
- オ 行動予定 : 07:15 花巻温泉出発(朝食は、6:30より召し上がれます。)  
07:30 マイカー組の方、ゴルフ場集合(受付)  
07:45 バス組ゴルフ場到着(受付)  
08:45 朝礼  
09:04 スタート(アウト、イン 同時スタート)
- カ 昼食等 : ハーフ終了後、順次レストランにて(1,000円の食事券、追加分は各自清算)
- キ 表彰 : 優勝、準優勝、3位、4位、5位、10位以下10を加えて70位までとBB賞  
OUT・IN それぞれ1ホールずつニアピン賞(OUT4番IN12番)  
OUT・IN それぞれ1ホールずつドラコン賞(OUT9番IN18番)  
\*表彰式は、時間の都合上行いません。  
\*表彰(品)等は、後日成績表とともに発送させていただきます。
- ク 競技 : 18ホールズ ストロークプレー ダブルペリア方式
- ケ その他 : バス等の運行予定  
往路 : 花巻温泉(07:15発) ~ ゴルフ場(07:45着予定)  
復路 : ①ゴルフ場(16:30発) ~ 新花巻駅(17:15着) ~  
いわて花巻空港(17:30着)  
※ 当日お帰りの時間帯は交通事情により駅への到着が遅れることが予想されますので余裕をもった手配をお願いいたします。  
※ ゴルフ大会終了後、記念旅行に参加する場合  
②ゴルフ場(16:30発) ~ 志戸平温泉(ホテル志戸平)  
(17:15着) → 記念旅行組に合流

## (3) ゴルフ大会終了後、記念旅行に合流する場合

- ア ゴルフ場から志戸平温泉(ホテル志戸平)までバスを運行します。
- イ 記念旅行参加費(追加負担)  
[お一人様につき]  
4~5名1室 : 32,000円                      3名1室 : 34,000円  
2名1室 : 36,000円                      1名1室 : 44,000円  
※温泉施設宿泊の為、お部屋に限りがあり1名1室のご希望に添えない場合もございます。  
お部屋タイプ(和室・洋室)はお任せ頂きます。

※2日目のバスは、降車場所(仙台駅・仙台空港)によりバスの号車を決定しますので調査回答票にご記入下さい。



飛行機

- 札幌空港 約55分 ▶
- 名古屋小牧空港 約70分 ▶
- 大阪伊丹空港 約80分 ▶
- 福岡空港 約125分 ▶



タクシー 約15分



車

- 東北自動車道 ▶



車 約5分



JR

- 東北本線 ▶
- 東北新幹線 東京駅から約180分 ▶



タクシー 約15分



タクシー 約10分



タクシー 約20分



## 平成29年度水道関係予算案について

平成28年12月  
生活衛生・食品安全部水道課

## 施設整備費等

(単位：百万円)

区 分	平成28年度 予 算 額 A	平成29年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比率 (%) B/A
水道施設整備費	(78,243) 48,884	(96,809) 46,641	△2,243	95.4
水道施設整備費補助	(23,866) 20,366	(42,479) 18,479	△1,887	90.7
指導監督事務費等	( 91) 91	( 91) 91	0	100.0
災害復旧費	(1,209) 350	(10,518) 350	0	100.0
耐震化等交付金	(38,000) 13,000	(32,900) 16,900	3,900	130.0
東日本大震災	(15,077) 15,077	(10,821) 10,821	△4,256	71.8
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含む) を除いた場合	(61,957) 33,457	( 75,470) 35,470	2,013	106.0

- 注1)：厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計。  
 注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。  
 注3)：耐震化等交付金の平成28年度第2次補正予算額には、コンセッション事業費20億円を含む。  
 注4)：平成28年度予算額欄の上段( )書きは、平成27年度補正予算額を含む。  
 注5)：平成29年度予算案欄の上段( )書きは、平成28年度第2次補正予算額及び第3次補正予算案を含む。

## 1. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

355億円(335億円)

老朽化施設の計画的な更新、簡易水道の統合の推進、水道施設の耐震化の推進等、緊急性・必要性の高い事業について支援を行うとともに、広域化推進に資する施設台帳整備及び施設整備の支援を行うなど、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図る。

(主な事業)

## 水道施設整備費補助

186億円(204億円)

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

## 生活基盤施設耐震化等交付金

169億円(130億円)

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するとともに、水道事業の広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化するための施設台帳整備及び施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】 都道府県

【交付率】 水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

(参考) 平成 28 年度第 2 次補正予算額

水道施設の耐震化対策等	400 億円
法定耐用年数を超過している水道管路について、耐震適合性のある管路への更新等を支援するとともに、官民連携による経営基盤の強化を図る。また、災害時の水源水質の変動に適切に対処するため、高度浄水施設等の整備を支援する。	
○水道施設整備費補助	240 億円
○生活基盤施設耐震化等交付金（コンセッション事業費 20 億円を含む。）	160 億円

水道施設災害復旧事業	76 億円
平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。	

(参考) 平成 28 年度第 3 次補正予算案

水道施設災害復旧事業	25 億円
平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号による大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。	

## 2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）

108 億円（151 億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成 29 年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】 地方公共団体

【補助率】 80/100～90/100（財政援助法による嵩上げ）、1/2

### 水道安全対策費等

#### ① 水道水質管理の向上に関する調査検討費

4 百万円

安全で清浄な水道水の供給においては水源から蛇口までの統合的な水質管理が重要である。

それを実現する手段の一つである世界保健機関（WHO）が提唱している「水安全計画（Water Safety Plan）」について、昨今の気候変動による集中豪雨の増加等の社会的変化等も踏まえて策定ガイドラインの見直しを行い、水道事業者における計画の継続的運用を推進する。また、水道供給の末端に位置し全国に 100 万基超存在する貯水槽水道については、管理状況が不十分なことによる水質事故事例も報告されているため、指導を管轄する地方公共団体におけるより効率的な管理の向上を図るための方策を検討する。

（実施主体：国）



## ② 2. 水道施設強靱化推進事業費

7百万円

将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等、管路の耐震化計画や更新計画を策定する上での重要な検討課題である水道管路の再構築のあり方について、水道事業体にアンケートを行い先進的な考え方やノウハウを収集し、報告書にとりまとめることで、全国の水道事業体における水道施設全体の早期強靱化に向けた効率的な耐震化対策を加速させる。

(実施主体：国)

エネルギー対策特別会計

### 1. 上下水道システムにおける省 CO2 化推進事業（環境省計上）

13億円

上下水道施設の更新等に際し、小水力発電設備や太陽光発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を支援し、上下水道施設における再エネ・省エネ導入を促進する。

#### 【参考情報】

『上下水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業』（（一財）栃木県環境技術協会）

<http://tochikankyoku.com/suidou/index.htm>

# 平成29年度水道関係予算案の概要

生活衛生・食品安全部水道課

(単位：千円)

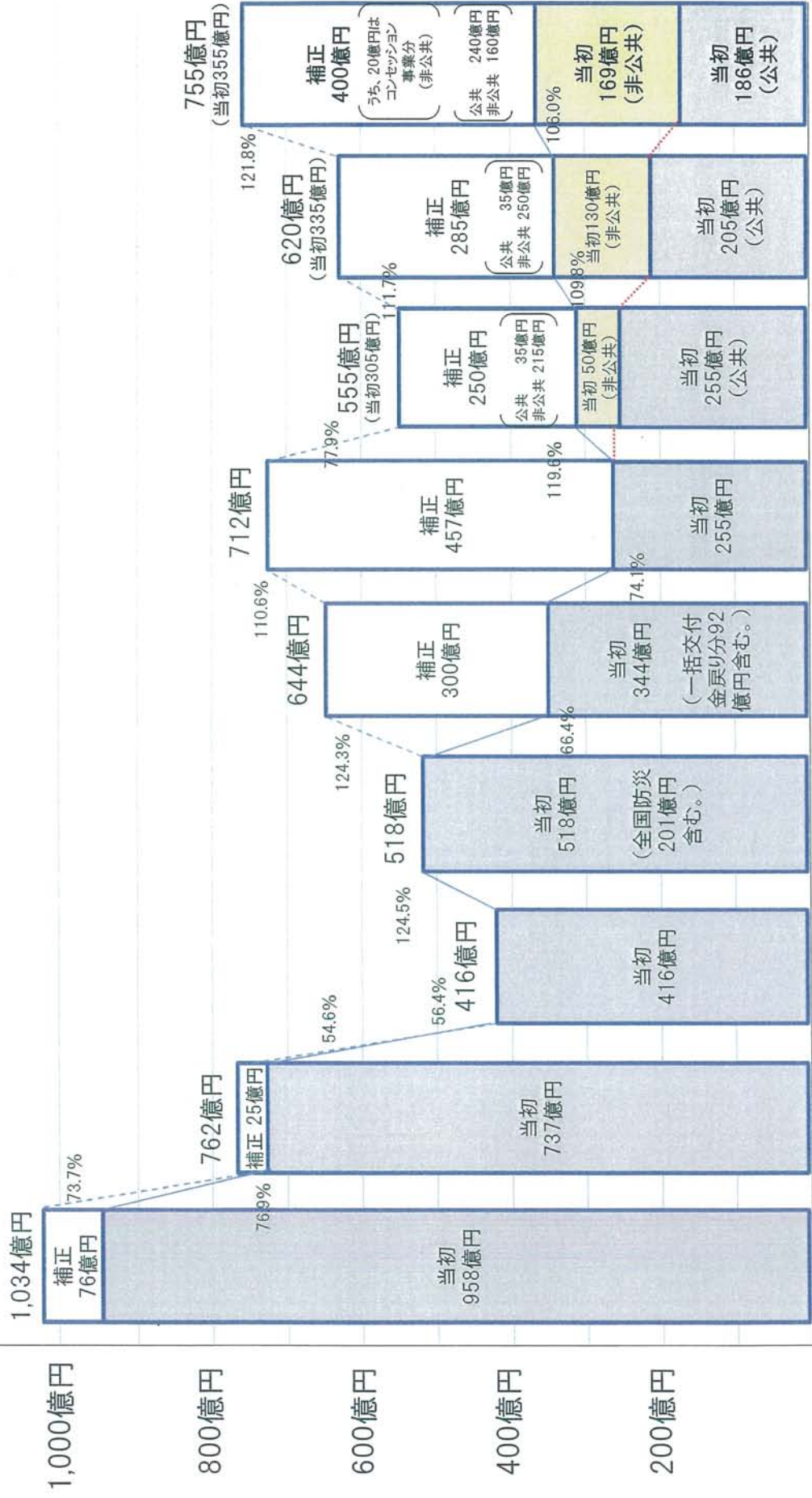
事 項	平成28年度 予 算 額 A	平成29年度 予 算 案 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A
<b>1 水道安全対策費等</b>	118,947	106,206	△ 12,741	89.3%
(項) 厚生労働省共通費				
厚生科学審議会（生活環境水道部会）	1,004	1,004	0	100.0%
(項) 水道安全対策費	105,834	99,410	△ 6,424	93.9%
1.日米環境保護協力協定費	1,126	1,117	△ 9	99.2%
2.水道行政強化拡充費	5,112	4,739	△ 373	92.7%
3.水質管理等強化対策費	14,710	13,879	△ 831	94.4%
4.水道水源水質対策費	10,495	9,833	△ 662	93.7%
5.給水装置等対策費	9,190	8,657	△ 533	94.2%
6.新水道ビジョン推進事業費	53,662	49,827	△ 3,835	92.9%
(1)水道産業国際展開推進事業費	24,571	22,876	△ 1,695	93.1%
(2)水道水質管理ベンチマーキング推進事業費	4,432	0	△ 4,432	0.0%
<sup>新</sup> (3)水道水質管理向上に関する調査検討費	0	4,122	4,122	-
(4)官民連携等基盤強化支援事業費	11,693	10,814	△ 879	92.5%
(5)重要給水施設水道管路強化事業費	7,444	0	△ 7,444	0.0%
(6)新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費	5,522	5,135	△ 387	93.0%
<sup>新</sup> (7)水道施設強化推進事業費	0	6,880	6,880	-
7.給水装置データベース事業促進費	9,986	9,915	△ 71	99.3%
8.給水装置工事主任技術者国家試験費	1,553	1,443	△ 110	92.9%
(項) 国際機関活動推進費				
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	12,109	5,792	△ 6,317	47.8%
<b>2 施設整備費等</b>	( 78,243,000)	( 96,809,000)	△ 2,243,000	95.4%
1.水道施設整備事業調査費	30,000	30,000	0	100.0%
(1)水道施設設置状況等基礎調査	3,638	3,751	113	103.1%
(2)水道施設整備施工技術動向調査	3,863	3,846	△ 17	99.6%
(3)長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築がドライン策定調査	6,357	7,120	763	112.0%
(4)水資源開発施設の有効利用等に関する調査	4,541	3,686	△ 855	81.2%
(5)人口減少社会に備えた適正な事業管理の検討調査	5,673	5,684	11	100.2%
(6)持続可能な水道の構築に関する検討調査	5,928	5,913	△ 15	99.7%
2.水道施設整備費補助	20,422,000	18,535,000	△ 1,887,000	90.8%
(1)水道施設整備費補助	20,366,066	18,479,264	△ 1,886,802	90.7%
(2)指導監督事務費補助	55,934	55,736	△ 198	99.6%
(2)指導監督事務費補助	55,934	55,736	△ 198	99.6%
(2)指導監督事務費補助	( 2,000)	( 2,000)	0	100.0%
3.北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	2,000	2,000	0	100.0%
4.水道施設整備事業調査諸費	3,000	3,000	0	100.0%
5.水道施設災害復旧事業費	350,000	350,000	0	100.0%
6.生活基盤施設耐震化等交付金	13,000,000	16,900,000	3,900,000	130.0%
7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】	15,077,000	10,821,000	△ 4,256,000	71.8%
<b>水道関係予算合計</b>	<b>49,002,947</b>	<b>46,747,206</b>	<b>△ 2,255,741</b>	<b>95.4%</b>

【平成29年度予算案（施設整備費等）府省別計上内訳】

厚生労働省：255億      内閣府 沖縄：25億      国土交通省 北海道：16億円、離島・奄美：9億円、水資源機構：50億      復興庁：108億円

注：施設整備費等については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

# 水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成29年度)



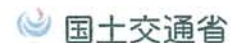
注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。  
 注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

## 国土交通省の取組状況等



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 社会保険未加入対策推進協議会について



#### I. 中建審提言 (H24.3月 抜粋)

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

#### II. 社会保険未加入対策推進協議会

##### 1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

##### (1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

##### (2) 開催状況

第1回:H24年 5月29日 社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月31日 社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など

第3回:H25年 9月26日 社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など

第4回:H27年 1月19日 社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など

第5回:H27年12月18日 社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など

第6回:H28年 5月20日 目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など

##### 2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

#### III. 加入促進計画の策定・実施

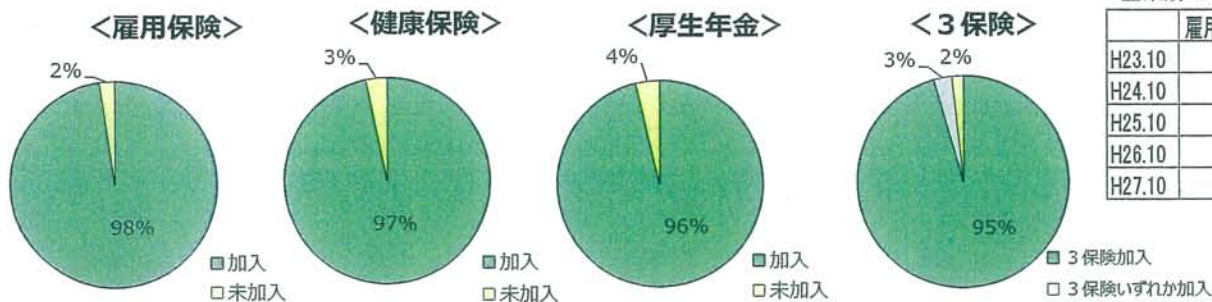
協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

#### IV. 社会保険未加入対策の目標

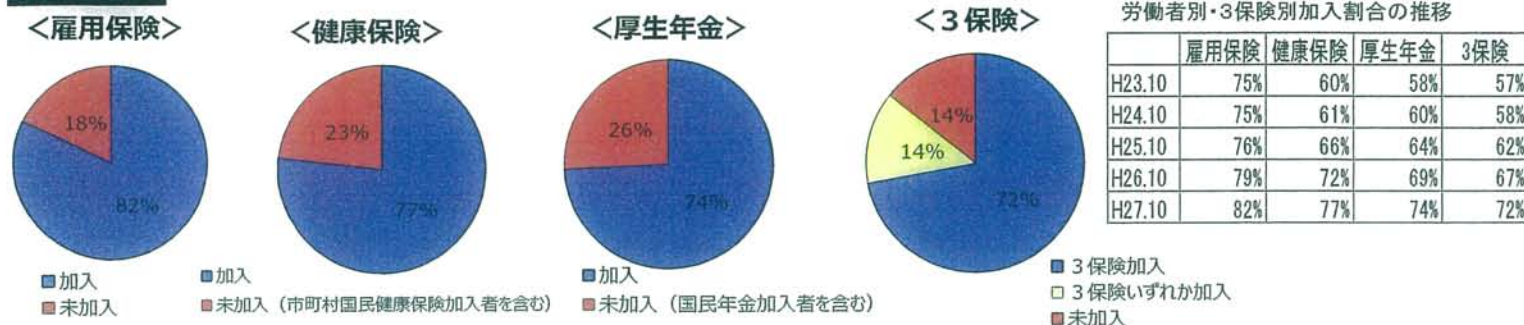
「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指す」

○ 公共事業労務費調査(平成27年10月調査)における社会保険加入状況調査結果をみると、  
 ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。  
 ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

## 企業別

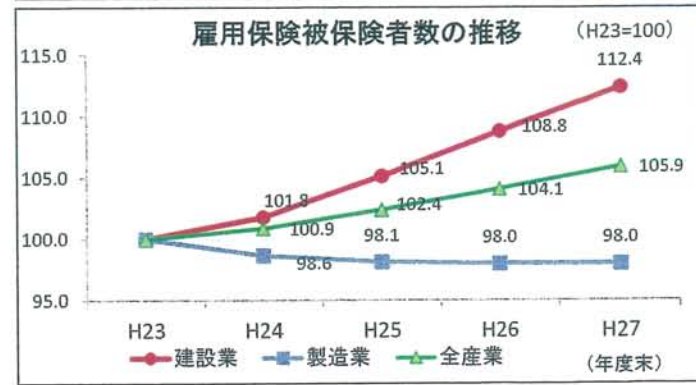
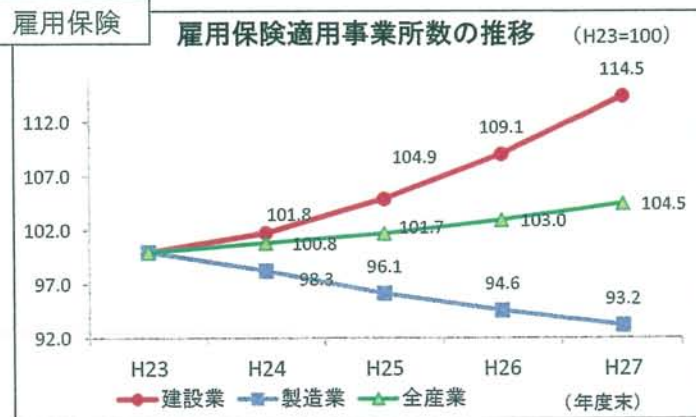
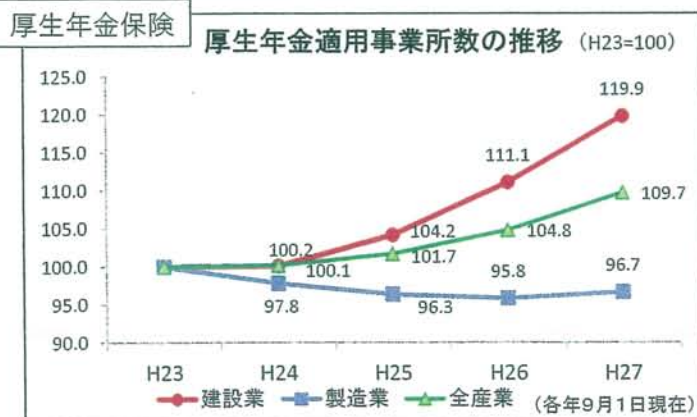


## 労働者別



## 「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移 国土交通省

○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況に関して、平成23年を100とした場合の適用事業所数・被保険者数の推移は、両保険について増加している。



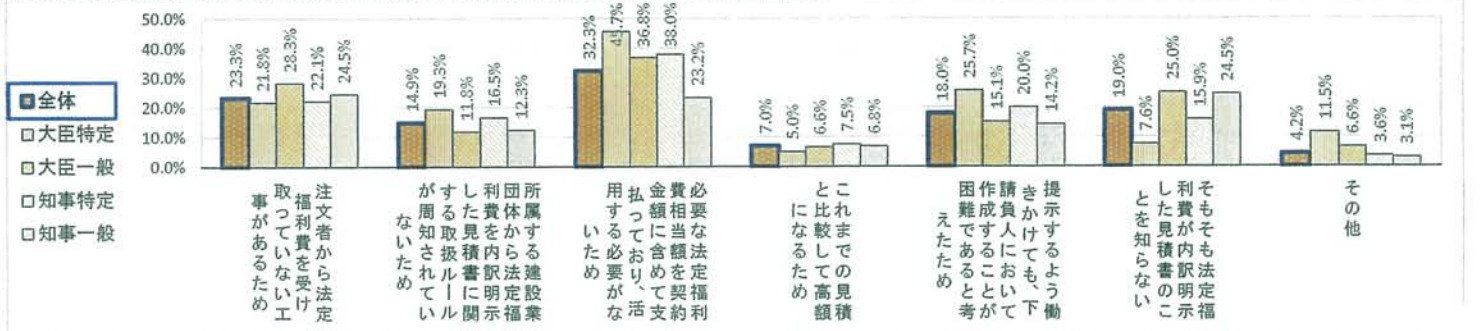
- 元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を「全て」又は「一部」の下請契約で働きかけているとの回答は合わせて38.8%であり、昨年度から5.6ポイント増加した。
- 働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」が32.3%で最も多かった。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下の請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけていない
- 4 現在は働きかけていないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない

	H28	H27	変化	
			ポイント	ポイント
全体	22.8%	19.4%	+3.4%	
大臣・特定	43.5%	34.3%	+9.2%	
大臣・一般	19.8%	13.9%	+5.9%	
知事・特定	24.3%	22.1%	+2.2%	
知事・一般	12.4%	11.0%	+1.4%	

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由】



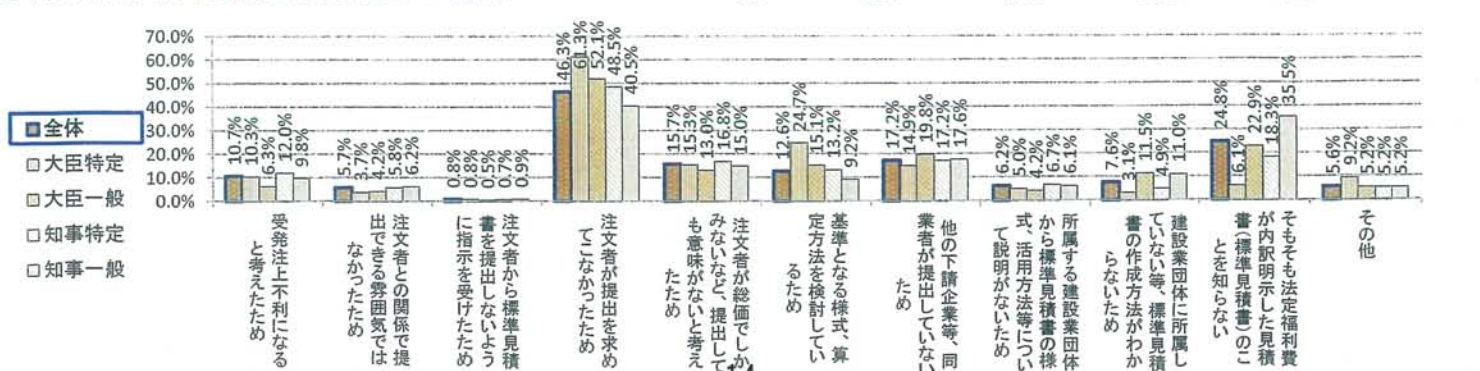
- 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況については、「全て」又は「一部」の工事で提出しているとの回答は合わせて46.6%で、昨年度から10.7ポイント増加した。
- 提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(46.3%)との回答が最も多かった。知事一般建設業者に関しても、同回答が最も多かった。(昨年は「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」が最多。)

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない (法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み)
- 4 提出していない (法定福利費が内訳明示された見積書を未作成)

	H28	H27	変化	
			ポイント	ポイント
全体	19.9%	15.1%	+4.8%	
大臣・特定	29.0%	21.9%	+7.1%	
大臣・一般	15.0%	12.9%	+2.1%	
知事・特定	20.5%	16.1%	+4.4%	
知事・一般	17.1%	12.5%	+4.6%	

【下請負人が標準見積書を提出しない理由】



## 社会保険等未加入対策の推進に関する申し合わせ

第7回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、以下のとおり申し合わせます。

### 一、社会保険未加入対策の徹底

社会保険未加入対策の目標年次としてきた平成29年度まで残り約3か月となり、あらためて、関係者全体で社会保険の加入を徹底するとの認識を共有します。

また、そのためには適切な法定福利費の確保が不可欠であることから、法定福利費が発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、過去の協議会における申し合わせを踏まえ、それぞれの立場から取り組むことをあらためて確認します。

### 二、目標年次の到来以降の社会保険の推進

社会保険未加入対策の結果を定着させるためには、平成29年度の目標年次の到来以降も、その結果を的確に把握し、引き続き取り組む必要があります。

そのため平成29年度は、5年間の社会保険未加入対策を踏まえ、それぞれの立場から、目標の達成状況の把握に努めるとともに、そこで得られた課題について真摯に受け止め、社会保険の加入の徹底を確実にするために必要な対策を講じます。

これらを通じて、建設業界全体に広く社会保険の加入を定着させていきます。

平成28年12月21日  
社会保険未加入対策推進協議会

## 1. 社会保険加入に向けた対策の強化

- 元請企業による加入指導の強化
  - ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討
- 公共工事における社会保険未加入企業の排除
  - ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
  - ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請
- 未加入の建設業許可業者の「見える化」
  - ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

## 2. 法定福利費の確保

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底
  - ・立入検査による見積書の活用徹底
  - ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)
- 見積書に関する周知・啓発の徹底
  - ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
  - ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

## 3. 加入すべき対象の明確化

- 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底
  - ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底
- 未加入の労働者の扱いについて明確化
  - ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

## 4. 相談体制の充実、周知・啓発

- 相談体制の充実
  - ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
    - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
    - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
  - ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化
- 周知・啓発の徹底
  - ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
  - ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

# 平成29年度のスケジュール

### ① 加入促進計画のとりまとめ

平成29年5月(予定) 第1回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 名称を変更:「建設業社会保険推進連絡協議会」(仮称)
  - …5年間の未加入対策の計画期間の終了を受けて、協議会の名称を変更する
- 5年間の社会保険未加入対策の総括
  - (行政)①社会保険未加入対策の目標の達成状況の把握
    - ②目標未達の地域・業種等について、追加的な対応をとりまとめ
  - (各団体)①「加入促進計画」(第2回推進協議会で各団体作成)のフォローアップ、
    - ②目標未達の場合は追加的な対応をとりまとめ

追加的な対策の実施

### ② 実態調査による課題の把握

平成29年春頃～(予定) ≪社会保険の加入状況等に関する実態調査≫

- 社会保険未加入対策の5年間の計画期間の終了を受けて、現場の種別等に応じた課題を客観的に把握するため、実態調査を実施

### ③ 目標の達成状況の把握

平成29年中(予定) 第2回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 企業別/労働者別の社会保険加入状況の把握、目標の達成状況の詳細を分析・確認
- 実態調査を受けた課題の整理
- 上記の結果を受けて、課題に対応した追加的な対応をとりまとめ



# 法定福利費の内訳明示のための 標準見積書及びその作成手順

平成25年10月17日  
全国管工事業協同組合連合会

## 1. 標準見積書の作成について

社会保険未加入対策を進めていくためには法定福利費の確保が重要であるが、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、この法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

しかしながら、建設工事は下請労務により施工されることが多い現状においては、自社が直接雇用していない技能労働者の分も含めて法定福利費を正確に算定することは極めて困難であり、また、発注者にとっても、公平かつ客観的な法定福利費の額を把握することは難しい状況にある。

このため、平成25年5月10日付け国土建労第7号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知に従い、当連合会として、業界の取引実態を踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定できるよう、以下のとおり見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順を策定した。

なお、この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各社が算定するものであるもので、別途、法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定するものとする。

## 2. 標準見積書

見積書は、工事費合計額から法定福利費相当額を含め、経費を明示し、これに消費税を乗じる書式（別表1）によるものとし、見積金額の下段に、「（法定福利費相当額〇〇円を含む）」と記載することとする。

## 3. 標準見積書の作成手順

見積書に記載する法定福利費相当額は、以下の手順に従い算出する。ただし、労務費を積み上げることによる等以下の手順と異なる適切な算出方法によることを妨げるものではない。

イ 対象工事の見積金額に、工事の内容を考慮し、各社の実情に応じた労務費率を乗じて労務費総額を算定する。

ロ イの労務費総額に、下記の法定福利費事業主負担率を乗じて法定福利費相当額を算定する。

### 【 法定福利費事業主負担率】

種別	事業主負担
健康保険	49.85/1000
介護保険	4.05/1000
厚生年金保険	87.10/1000
雇用保険	10.5/1000
合計	151.50/1000

注) 平成25年度東京都の例による

平成 年 月 日作成

○ ○ ○ ○ 工 事 見 積 書

---

金 円

(法定福利費相当額 円を含む)

**ア欄** (法定福利費相当額の算出式等記載欄)

[種目別内訳例]

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
1 空調・換気設備		1	式	○○○○○○○	
2 衛生設備		1	式	○○○○○○○	
小 計				○○○○○○○	
共 通 費					
I. 共通仮設費		1	式	○○○○	
II. 現場管理費		〃	〃	○○○○○	
III. 諸経費		〃	〃	○○○○○	
小 計				○○○○○	
合 計				○○○○○○○○○	
消費税相当額		1	式	○○○	
総 合 計 (Y)				○○○○○○○○○	
<b>【法定福利費相当額】 (A)</b>		1	式	○○○○○	$A=Y*U*Z$
法定福利費相当額の算出式等を記載する。 なお、記載欄は各企業の見積書作成システムに応じて右欄又は上部のア欄でもよい。					Y: 合計 U: 労務費率 Z: 法定福利費事業 主負担率 (合計値)

地震等緊急時対応特別調査委員会（日本水道協会）の動向について

1. 経 過

平成27年	8月10日	第1回特別調査委員会
	11月26日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成28年	3月25日	第2回特別調査委員会
	4月14日	熊本地震（前震・21:26）
	4月16日	” （本震・01:25）
	6月10日	第2回訓練実施方法等検討小委員会
	11月 2日	第3回特別調査委員会
	12月22日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成29年	1月17日	理事会（全管連）
	2月 2日	第3回訓練実施方法等検討小委員会
	2月14日	第4回特別調査委員会
平成29年度		情報伝達訓練
平成30年度		全国訓練

2. 報告事項

熊本地震の課題を踏まえ、日本水道協会で検討されている地震等緊急時対応の情報伝達訓練や全国訓練について情報を共有し、本会、会員及び協定先企業関係者の連携を強化いたしたい。

平成27年6月4日  
(平成27年度第1回理事会)

## 地震等緊急時対応特別調査委員会の設置について

### 1 設置の経緯

日本水道協会では、水道界が総力を挙げて対応した阪神・淡路大震災における応急給水と応急復旧の問題点を整理し、平成8年に「地震等緊急時対応に関する報告書」を作成した。

その後、度重なる大地震で得られた新たな知見や課題を基に改訂し、さらには東日本大震災の教訓により、応援の広域化・長期化への対応の必要性が生じたことから、中継水道事業体や支援拠点水道事業体の役割を加え、現在の「地震等緊急時対応の手引き（平成25年3月版）」となった。

今後、南海トラフ巨大地震等、東日本大震災を上回る広域的な大規模災害の発生が懸念される中、「地震等緊急時対応の手引き」に基づく応援体制が円滑に機能するのか、複数の被害想定を基にシミュレーションを行うとともに、実際に全国規模での地震等緊急時応援訓練を実施することによって、日本水道協会本部・各地方支部・各都府県支部・各地区協議会の役割の確認及び一層の連携強化を図り、大規模広域災害に備える必要がある。

よって、地震等緊急時の応援体制及び応援訓練実施方法等を検討するため「地震等緊急時対応特別調査委員会」を設置することとしたい。

2 設 置 別紙「地震等緊急時対応特別調査委員会設置規程(案)」による。

3 委員構成 正・副会長都市、地方支部長都市、学識経験者 他  
※ オブザーバー：国等

4 検討の期間 約2年

### 第3回地震等緊急時対応特別調査委員会日程

1. 日 時 平成28年11月2日(水) 14:00～

2. 場 所 日本水道協会7階 第1会議室

3. 出席者

副委員長	首都大学東京都市環境学部特任教授	小 泉	明
”	横浜市水道局配水部長	清 塚	雅彦
委 員	金沢大学理工研究域環境デザイン学系 (地震工学)教授	宮 島	昌克
”	札幌市水道局総務部長	中 川	雅己
”	東京都水道局給水部長	尾根田	勝
”	(代)名古屋市上下水道局企画経理部主幹	稲 田	覚史
”	(代)新潟市水道局経営企画部経営管理課課長補佐	佐 藤	宣之
”	大阪市水道局工務部長	山 野	一弥
”	豊中市上下水道局経営部長	野 村	淳一
”	神戸市水道局中部センター所長	牧 龍	一郎
”	(代)広島市水道局財務担当部長	塚 本	雄三
”	福岡市水道局総務部長	曾根田	秀明
”	日本水道協会理事長 (欠席都市：仙台市、岡山市)	吉 田	永

オブザーバー

	厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部水道課長	宮 崎	正信
”	日本水道工業団体連合会事務局長	須納瀬	正幸
”	<u>全国管工事業協同組合連合会災害対策担当理事</u>	原	宣幸

4. 議 事

- 1) 正・副委員長の互選について
- 2) 平成28年熊本地震について
- 3) 平成28年熊本地震の課題整理について
- 4) 訓練実施方法等検討小委員会検討経過報告について
- 5) 応援体制検討小委員会検討経過報告及び中間報告について
- 6) 今後のスケジュールについて
- 7) その他

5. 資 料

- 1-1) 地震等緊急時対応特別調査委員会委員名簿
- 1-2) 地震等緊急時対応特別調査委員会設置規程
- 2) 平成28年熊本地震について
- 3-1) 平成28年熊本地震の応援活動に関するアンケートについて
- 3-2) 熊本地震における課題整理(地方支部・被災事業体、県支部・地区協議会)
- 3-3) 平成28年熊本地震の応援活動から見える課題及び課題への対応

地震等緊急時対応特別調査委員会委員名簿

副委員長	首都大学東京都市環境学部特任教授	小 泉 明
”	横浜市水道局配水部長	清 塚 雅 彦
委 員	金沢大学理工研究域環境デザイン学系（地震工学）教授	宮 島 昌 克
”	札幌市水道局総務部長	中 川 雅 己
”	仙台市水道局給水部長	高 橋 修
”	東京都水道局給水部長	尾根田 勝
”	名古屋市上下水道局技術本部管路部長	山 田 喜美雄
”	新潟市水道局経営企画部長	横 山 俊 宏
”	大阪市水道局工務部長	山 野 一 弥
”	豊中市上下水道局経営部長	野 村 淳 一
”	神戸市水道局中部センター所長	牧 龍 一 郎
”	広島市水道局次長	野 口 潤 一
副委員長	岡山市水道局審議監（配水担当）	藤 原 敏 司
”	福岡市水道局総務部長	曾根田 秀 明
委 員 長	日本水道協会理事長	吉 田 永

## 平成 28 年熊本地震の応援活動から見える課題及び課題への対応

### 1. 考察

「平成 28 年熊本地震の応援活動に関するアンケート」では、応援・受援、双方の立場から、応援・派遣調整、現地での支援活動における「困難な事項」、「円滑に実施できた事項」等について多数意見をいただいた。

円滑な応援活動を実施した支部も見られるが、全体として、主に次の 3 点についての意見が多く、広く事業体に共通する事項であると考察される。

- ① 休日の派遣準備要請となったため、初動時の連絡調整・派遣調整が困難であった。
- ② 「地震等緊急時対応の手引き」（以下「手引き」という。）の認知度が思いの外、低いこと及び手引きに基づく平時からの事前準備の不足
- ③ 応援都市も含めた受援体制の整備

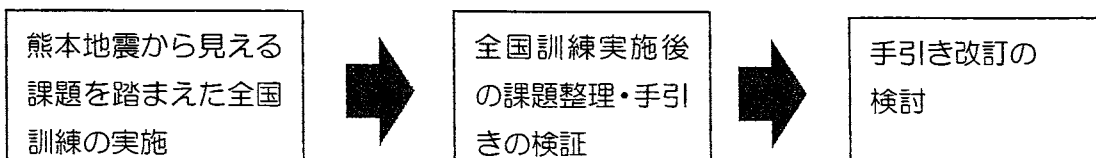
### 2. 平成 28 年熊本地震の応援活動から見える主要な課題

- ✓ より精度の高い正確な情報の確実な伝達
- ✓ 手引きの更なる周知・理解
- ✓ 受援体制の早期構築
- ✓ 手引きに基づく平時からの準備（休日・夜間を含めた連絡体制、応援・受援訓練の実施、協定の締結等）
- ✓ 関係者間のより一層の連携・強化

### 3. 全国訓練への課題反映及び手引きの改訂についての検討

大規模な地震であった熊本地震の応援活動における課題を訓練実施方法等検討小委員会で精査し、全国訓練に反映し、より実践的な訓練としていくことが必要である。

また、全国訓練実施後の課題を整理し、手引きの有効性、不足部分を検証することで、災害対策のより一層の充実に繋げることが可能になると思われる。



#### 4. 熊本地震課題整理等を踏まえた本協会の対応

本協会は、前述3のとおり、熊本地震の課題を踏まえた全国訓練の実施に向け、検討を進めていくとともに、応援・受援体制の充実のため、会員が必要な対応を随時図っていく。

- ✓各地方支部・県支部（地区協議会）で開催される手引き研修会への講師派遣
- ✓本協会の既存の研修会を活用した手引きの周知
- ✓耐震化計画策定事例の紹介
- ✓受援マニュアル策定のために必要な情報提供 等

※ 詳細は、「議事5 応援体制小委員会中間報告」にて説明



応援受入マニュアルに記載すべき標準的項目とその内容（案）

項目	内容
細目	
①応援要請・受入れ概要図（フロー）	応援要請や受入業務における連絡フローを記載する。
②責任者、役割	
受入責任者（担当班）の設置	水道給水対策本部内に応援受入に係る担当を設定する。 （手引き 図 I-3：水道給水対策本部の組織例参照）
役割・事務	応援受入に係る業務を基本とし、必要に応じて関連業務を担当する。
③応援要請	
応援要請の手続き	手引の 2. 応援要請 (2) 応援の要請の内容に沿った応援要請を行うものとする。 応援協定等に基づき、民間企業や応援事業体等の依頼先が予め設定されている場合は、応援要請連絡先（担当部所、TEL、FAX）等を記載する。
応援要請時の伝達事項	主な伝達事項として、被害状況、応援作業内容、必要な人員・職種、必要な資機材、応援見込期間、参集場所・経路等を想定し、依頼書の様式を準備しておく。
④応援受入体制	
応援隊の集結場所	複数の集結場所を想定し、他県等からの主要ルートを整理しておく。
宿泊場所・受入可能人数、駐車場、給食の確保	宿泊場所について、水道施設に受入スペースがある場合は、収容可能人数を予め算定する（3m <sup>2</sup> /人）。受入スペースがない場合は、他部局や民間の宿泊施設等の情報を事前に整理する。 食料調達については、担当部局と事前に調整しておく。
応援活動に必要な資機材等の提供	備蓄資機材がある場合は、その提供方法について定めておき、無い場合は調達方法を予め検討しておく。 （資機材の準備については、手引きの II 平常時の相互応援の準備 1. 水道事業体における準備 1) 資機材の準備参照）
応援活動に必要な情報等の提供	施設・管路情報（図面等）、応急給水拠点、住宅地図、応急給水・応急復旧作業に係るマニュアル等を配布できる状態で準備する。
応援受入活動業務の引継ぎ	応援隊受入後の実作業段階では、応援隊の対応を応急給水や応急復旧の担当班にスムーズに引き継げるように、応援隊の体制（責任者連絡先、職種・人員、宿泊先、滞在期間）を様式等に整理する。
応援隊からの苦情・要望対応	苦情や要望の対応窓口を設定する。
⑤応援受入に伴う費用負担	
費用負担の区分	手引きや協定に基づき整理する。
⑥応援経過の記録	
応援隊からの応援経過報告	受付時、作業期間中、終了時の各段階で必要な報告内容を予め様式等に整理する。なお、応急復旧に関しては、災害査定を考慮した内容とする。
⑦様式	各種様式を準備する（応急給水応援体制報告書、資機材請求書、応急復旧応援体制報告書等）

※手引きとは「地震等緊急時対応の手引き」を指す

管工事業界における資格取得等に関する取組み実態調査

(WEBアンケート) 報告書について

1. 経 過

平成27年10月22日	第57回広報委員会
11月16日	第39回技術委員会
11月20日	第35回経営委員会
平成28年 6月22日	第326回理事会
7月13日	第56回通常総会
8月26日	WEBアンケート公開
10月18日	第327回理事会
11月24日	第36回経営委員会
12月20日	WEBアンケート回答締切
平成29年 1月17日	第328回理事会
3月末	報告書の作成
4月以降	周知(事務連絡、機関紙(誌)、HP)

2. 報告事項

経営委員会、技術委員会を中心に所属員企業を対象に若年者や女性の技術者・技能者について、本会ホームページにて表記WEBアンケートを実施した。別紙報告書構成イメージ(案)に基づき、3月末までに報告書を作成、4月以降に事務連絡、機関紙(誌)およびホームページにて会員に周知する。

この報告書により技術者・技能者の今後5年後、10年後の状況を関係機関に示し、施工管理技士や給水装置工事主任技術者の合格率アップなど若年者や女性の技術・技能者育成のため働きかける。

管工事業界における資格取得等に関する取組み実態調査 (WEB)  
2017年1月10日 現在

No.	都道府県支部	所属業者数	回答数	回答率
1	北海道	474	64	13.5
2	青森県	214	11	5.1
3	岩手県	162	33	20.4
4	宮城県	280	32	11.4
5	秋田県	229	36	15.7
6	山形県	266	39	14.7
7	福島県	267	28	10.5
8	茨城県	343	14	4.1
9	栃木県	545	27	5.0
10	群馬県	220	10	4.5
11	埼玉県	900	13	1.4
12	千葉県	644	0	0.0
13	神奈川県	818	34	4.2
14	山梨県	52	7	13.5
15	東京都	1,504	41	2.7
16	新潟県	602	48	8.0
17	長野県	206	67	32.5
18	富山県	362	84	23.2
19	石川県	340	23	6.8
20	福井県	203	35	17.2
21	愛知県	954	41	4.3
22	岐阜県	515	30	5.8
23	三重県	182	11	6.0
24	静岡県	360	42	11.7
25	滋賀県	197	22	11.2
26	京都府	266	10	3.8
27	大阪府	673	31	4.6
28	奈良県	113	2	1.8
29	和歌山県	307	22	7.2
30	兵庫県	516	21	4.1
31	岡山県	185	13	7.0
32	広島県	324	11	3.4
33	鳥取県	39	6	15.4
34	島根県	29	12	41.4
35	山口県	50	3	6.0
36	香川県	218	26	11.9
37	愛媛県	304	169	55.6
38	高知県	49	1	2.0
39	徳島県	148	20	13.5
40	福岡県	478	49	10.3
41	佐賀県	173	28	16.2
42	長崎県	134	12	9.0
43	熊本県	247	14	5.7
44	大分県	243	11	4.5
45	宮崎県	201	19	9.5
46	鹿児島県	224	13	5.8
47	沖縄県	83	11	13.3
	不明	0	0	0.0
	合計	15,843	1296	8.2

# 報告書構成イメージ

## 調査の概要

### 1 回答企業の概要

- ・ 所在地別、従業員規模別、請負階層別、  
許可業種別、管工事内容別

### 2 技術者・技能者数

- ・ 年齢層別 .....
- ・ 保有資格別 .....
- ・ 男女別.....

### 3 資格取得のための支援について

- ・ 資格保有者の確保状況 .....
- ・ 不足する技術者・技能者の資格 .....
- ・ 資格取得を推進する取組み .....
- ・ 若手の育成における問題・課題.....

### 4 女性活躍支援について

- ・ 女性活躍を促進する支援や取組みの状況.....
- ・ 女性活躍の支援につながる就業制度の実施状況 .....
- ・ 女性が働きやすい就業環境の整備等の工夫.....
- ・ 女性活躍を推進するうえでの問題や課題.....

## 集計表

(参考)アンケート調査票

(報告事項6)

全管連発29第 号  
平成29年 2月 日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会  
(押印省略)

全管連・管工事賠償補償制度  
組合手数料、制度推進事務費の送金について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が昭和62年より実施しております標記制度につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成27年11月から平成28年10月における年間実績額が確定し、さる1月17日開催の第328回理事会において、平成27年度の管工事賠償補償制度の組合配賦額、制度推進事務費が下記のとおり承認されました。

別紙の合計金額を2月末日に貴会員口座に送金いたします。昨年と送金先口座に変更がある場合は、下記にご記入のうえ、2月15日(水)までにFAXでお知らせ下さい。

記

第328回理事会「管工事賠償補償制度の組合配賦額」承認事項

- ① 組合配賦額  
組合配賦割合を年間制度運営費の60%
- ② 制度推進事務費(パンフレット配布等の協力費)  
所属業者数×@200円

敬具

本件に関するお問合せ先

事務局 鈴木、依田(いだ)

電 話 03(3949)7312

メール: [ida-jiro@zenkanren.or.jp](mailto:ida-jiro@zenkanren.or.jp) (依田)

口座名義人	金融機関名	種目	口座番号
	銀行・信金・信組・その他 支店	普通・当座	

全管連 FAX 03-3949-7351

空白ページ

管工事賠償補償制度 全国推進状況

No.	都道府県	会員団体	平成28年	平成27年度(平成28年11月1日現在)年間見込額		平成28年度(平成28年11月1日現在)年間見込額				平成28年度(平成28年11月1日現在)年間見込額						
			4月現在 会員数	平成22年11月1日 加入件数	平成24年11月1日 加入件数	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料	③制度運営費 =①-②	※組合配賦額 =③×60%	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料	③制度運営費 =①-②
1	北海道	北海道管工事業協同組合連合会	464	12	16	49	10.6%	17,732,680	12,215,400	5,517,280	3,310,368	49	10.6%	19,368,120	13,337,520	6,030,600
2	青森県	青森県管工事業協同組合連合会	214	6	7	14	6.5%	7,646,670	5,272,120	2,374,550	1,424,730	14	6.5%	8,813,160	6,080,040	2,733,120
3	岩手県	岩手県管工事業協同組合連合会	162	2	4	15	9.3%	3,554,980	2,450,140	1,104,840	662,904	14	8.6%	4,169,520	2,874,480	1,295,040
4	宮城県	宮城県管工事業協同組合連合会	280	6	10	30	10.7%	18,258,840	12,583,380	5,675,460	3,405,276	30	10.7%	17,886,840	12,323,880	5,562,960
5	秋田県	秋田県管工事業協同組合連合会	229	23	24	41	17.9%	15,954,700	10,995,380	4,959,320	2,975,592	42	18.3%	15,345,480	10,573,200	4,772,280
6	山形県	山形県管工事業協同組合連合会	266	18	20	44	16.5%	11,715,760	8,071,080	3,644,680	2,186,808	42	15.8%	11,549,640	7,954,200	3,595,440
7	福島県	福島県管工事業協同組合連合会	267	3	3	10	3.7%	2,108,320	1,449,620	658,700	395,220	10	3.7%	2,697,960	1,857,120	840,840
8	茨城県	茨城県管工事業協同組合連合会	343	4	7	39	11.4%	11,020,490	7,588,740	3,431,750	2,059,050	38	11.1%	10,505,640	7,231,920	3,273,720
9	栃木県	栃木県管工事業協同組合連合会	545	30	49	102	18.7%	27,498,680	18,943,240	8,555,440	5,133,264	102	18.7%	30,841,200	21,249,960	9,591,240
10	群馬県	群馬県水道工事業組合連合会	220	2	2	9	4.1%	2,837,850	1,956,070	881,780	529,068	9	4.1%	2,588,040	1,783,920	804,120
11	埼玉県	埼玉県管工事業協同組合連合会	900	2	8	46	5.1%	14,631,230	10,833,470	3,797,760	2,278,656	49	5.4%	15,573,720	11,335,920	4,237,800
12	千葉県	千葉県管工事業協同組合連合会	644	22	24	44	6.8%	9,980,200	6,877,000	3,103,200	1,861,920	45	7.0%	11,077,200	7,632,720	3,444,480
13	山梨県	甲府市管工事協同組合	52	0	0	11	21.2%	1,972,080	1,357,920	614,160	368,496	11	21.2%	2,107,920	1,451,040	656,880
14	東京都	東京都管工事業協同組合連合会	1504	5	13	80	5.3%	21,995,360	15,151,300	6,844,060	4,106,436	76	5.1%	18,998,280	13,089,240	5,909,040
15	神奈川県	神奈川県管工事業協同組合連合会	818	5	8	41	5.0%	11,211,060	7,722,170	3,488,890	2,093,334	40	4.9%	11,452,800	7,889,160	3,563,640
16	新潟県	新潟県水道工事業協同組合連合会	602	6	9	48	8.0%	12,095,630	8,330,520	3,765,110	2,259,066	49	8.1%	13,462,680	9,275,760	4,186,920
17	富山県	富山県管工事業協同組合連合会	362	3	6	9	2.5%	2,893,600	1,994,520	904,080	542,448	10	2.8%	3,173,760	2,182,920	990,840
18	石川県	石川県管工事業協同組合連合会	340	16	18	26	7.6%	5,187,960	3,573,360	1,614,600	968,760	28	8.2%	5,434,800	3,742,800	1,692,000
19	福井県	福井県管工事業協同組合連合会	203	7	10	38	18.7%	11,000,750	7,576,810	3,423,940	2,054,364	39	19.2%	13,871,040	9,558,960	4,312,080
20	長野県	長野県水道工事業協同組合連合会	206	3	2	6	2.9%	2,206,340	1,520,920	685,420	411,252	5	2.4%	2,378,240	1,638,960	737,280
21	岐阜県	岐阜県管設備工業協同組合	515	11	13	26	5.0%	6,391,180	4,405,180	1,986,000	1,191,600	26	5.0%	9,418,200	6,488,160	2,930,040
22	静岡県	静岡県管工事業協同組合連合会	360	3	10	37	10.3%	7,108,580	4,897,420	2,211,160	1,326,696	37	10.3%	8,133,240	5,602,560	2,530,680
23	愛知県	愛知県管工事業協同組合連合会	954	12	15	29	3.0%	8,384,490	5,777,180	2,607,310	1,564,386	28	2.9%	8,506,200	5,861,040	2,645,160
24	三重県	三重県水道工事業協同組合連合会	182	2	2	7	3.8%	2,438,630	1,679,610	759,020	455,412	6	3.3%	2,557,320	1,762,920	794,400
25	滋賀県	滋賀県管工事業協同組合連合会	197	3	3	21	10.7%	3,698,480	2,548,060	1,150,420	690,252	23	11.7%	4,419,720	3,042,720	1,377,000
26	京都府	京都府管工事業協同組合連合会	266	6	5	12	4.5%	2,039,860	1,404,240	635,620	381,372	10	3.8%	1,549,080	1,066,800	482,280
27	大阪府	大阪府水道工事業協同組合連合会	673	14	13	26	3.9%	6,261,290	4,316,280	1,945,010	1,167,006	28	4.2%	8,622,960	5,946,480	2,676,480
28	兵庫県	兵庫県管工事業協同組合連合会	516	9	12	30	5.8%	9,051,960	6,233,040	2,818,920	1,691,352	29	5.6%	9,961,320	6,863,520	3,097,800
29	奈良県	奈良県管工事業協同組合連合会	113	2	2	5	4.4%	1,040,880	716,640	324,240	194,544	5	4.4%	1,076,760	740,880	335,880
30	和歌山県	和歌山県管工事業協同組合連合会	307	22	23	41	13.4%	5,612,080	3,863,960	1,748,120	1,048,872	42	13.7%	6,883,920	4,742,640	2,141,280
31	鳥取県	鳥取県管工事業協同組合連合会	39	1	1	0	0.0%	-	-	-	-	0	0.0%	-	-	-
32	島根県	松江管工事業協同組合	29	0	0	2	6.9%	237,840	163,560	74,280	44,568	2	6.9%	253,440	174,720	78,720
33	岡山県	協同組合岡山県管業協会	185	1	2	5	2.7%	2,291,750	1,579,480	712,270	427,362	4	2.2%	2,086,920	1,439,040	647,880
34	広島県	広島県管工事協同組合連合会	324	0	1	4	1.2%	1,228,440	845,790	382,650	229,590	4	1.2%	1,367,760	941,880	425,880
35	山口県	山口県管工事協同組合連合会	50	0	0	0	0.0%	-	-	-	-	0	0.0%	-	-	-
36	徳島県	徳島市指定上下水道工事店協同組合	148	30	28	31	20.9%	4,979,920	3,430,360	1,549,560	929,736	33	22.3%	5,273,160	3,631,920	1,641,240
37	香川県	香川県管工事業協同組合連合会	218	1	5	16	7.3%	3,317,060	2,285,020	1,032,040	619,224	15	6.9%	2,802,120	1,930,440	871,680
38	愛媛県	愛媛県管工事協同組合連合会	304	15	21	37	12.2%	7,732,680	5,326,860	2,405,820	1,443,492	36	11.8%	7,876,560	5,428,560	2,448,000
39	高知県	高知市管工事設備業協同組合	49	7	7	11	22.4%	4,187,130	2,885,220	1,301,910	781,146	9	18.4%	3,806,400	2,623,200	1,183,200
40	福岡県	福岡県管工事業協同組合連合会	478	7	15	39	8.2%	13,256,820	9,132,230	4,124,590	2,474,754	38	7.9%	13,050,600	8,989,800	4,060,800
41	佐賀県	佐賀県管工事協同組合連合会	173	0	0	18	10.4%	4,421,750	3,047,400	1,374,350	824,610	18	10.4%	4,569,120	3,149,280	1,419,840
42	長崎県	長崎県管工事業協同組合連合会	134	2	3	18	13.4%	4,213,410	2,901,030	1,312,380	787,428	19	14.2%	3,781,800	2,604,960	1,176,840
43	熊本県	熊本県管工事業組合連合会	247	2	8	19	7.7%	4,450,530	3,065,180	1,385,350	831,210	19	7.7%	4,298,280	2,960,040	1,338,240
44	大分県	大分県管工事協同組合連合会	243	1	9	38	15.6%	9,436,920	6,500,640	2,936,280	1,761,768	36	14.8%	8,703,000	5,993,880	2,709,120
45	宮崎県	宮崎県管工事協同組合連合会	201	4	19	35	17.4%	8,810,470	6,070,180	2,740,290	1,644,174	34	16.9%	8,078,520	5,565,960	2,512,560
46	鹿児島県	鹿児島県管工事業協同組合連合会	224	0	6	14	6.3%	3,889,030	2,676,580	1,212,450	727,470	16	7.1%	4,796,160	3,301,800	1,494,360
47	沖縄県	沖縄県管工事業協同組合連合会	83	0	3	17	20.5%	4,704,790	3,236,700	1,468,090	880,854	17	20.5%	5,362,680	3,691,920	1,670,760
		総計	15,833	332	466	1,240	7.8%	340,694,150	235,451,000	105,243,150	63,145,890	1236	7.8%	358,529,280	247,608,840	110,920,440

空白ページ



## 管工事賠償補償制度について

### 平成28年度の推進策(案)

平成29年11月時点の加入者数の目標を1,360件(+125件 対平成28年11月)と設定し、「県連合会および単組との連携による拡販スキームの構築」により推進加入を図ります。

### 平成29年11月末まで加入目標 『+125件(1,360件到達)』

全管連による推進

- ①県連・単組からの会員紹介
- ②説明会未実施地区での説明会開催
- ③ニュース・ジャーナルを通じた制度案内の継続
- ④所属組合の総会でのチラシ配布

損保ジャパン日本興亜  
による推進

- ①県連・単組へ説明会実施
  - ・県連合会の収益へ貢献する制度、会員事業者にとって充実した補償、低廉な掛金であることをアピール
- ②県連・単組と弊社・弊社代理店の協働体制を構築し、会員事業者の皆様にご提案の機会を創出する。
- ③県連・単組より、制度未加入の会員事業者のご紹介をいただく体制を構築する。

## 管工事賠償補償制度について

### 支払保険金の分布

1. 対象期間：平成27年11月から平成28年10月末（ ）内は平成26年11月から平成27年10月末のデータ

支払保険金	件数	割合(件数)	合計支払保険金	割合(支払保険金)
50万円未満	214件 (190件)	80.1% (80.9%)	30,900千円 (30,272千円)	16.3% (28.9%)
50万円～100万円	23件 (29件)	8.6% (12.3%)	16,031千円 (19,496千円)	8.5% (18.6%)
100万円～500万円	24件 (16件)	9.0% (6.8%)	67,864千円 (27,696千円)	35.8% (26.4%)
500万円～1,000万円	3件 (0件)	1.1% (0.0%)	20,461千円 (0千円)	10.8% (0%)
1,000万円以上	3件 (1件)	1.1% (0.4%)	54,303千円 (27,268千円)	28.6% (26.0%)
計	267件 (235件)	100.0% (100.0%)	189,559千円 (104,732千円)	100.0% (100.0%)

### 【ご参考】

平成27年度保険金お支払事故事例	支払保険金
平成27年2月に施工した配管が漏水し濡れ損害発生	¥28,231,440
エアハンマーが発生し配管破損、ボイラー破損、建物水濡れ被害	¥15,540,895
施工したマンションで水漏れ発生	¥10,530,334
新築住宅給排水工事完了後、混合水栓接続金具部より漏水、キッチンセット一式LDK床水漏れ	¥7,952,808

## 管工事賠償補償制度について

### 損害率の状況

平成27年度(平成27年11月1日～平成28年10月31日)の保険金支払件数は267件、支払保険金は189,559千円、単年度の損害率は80.5%でした。  
その結果、過去5年間(平成23年度～27年度)の通算損害率が69.9%となりました。

項目	平成26年度 (平成26年11月1日～平成27年10月31日)	平成27年度 (平成27年11月1日～平成28年10月31日)	対前年比
支払件数	235件	267件	+32件
支払保険金合計	104,732千円	189,559千円	+84,827千円
損害率	51.9%	80.5%	28.6%

### ◇過去5年間の保険料と支払保険金の状況

年度	保険料	支払保険金	損害率
平成23年度 (平成23年11月1日～平成24年10月31日)	92,637千円	35,630千円	38.5%
平成24年度 (平成24年11月1日～平成25年10月31日)	118,611千円	86,732千円	73.1%
平成25年度 (平成25年11月1日～平成26年10月31日)	169,714千円	155,502千円	91.6%
平成26年度 (平成26年11月1日～平成27年10月31日)	201,978千円	104,732千円	51.9%
平成27年度 (平成27年11月1日～平成28年10月31日)	235,451千円	189,559千円	80.5%
平成23年度～平成27年度通算	818,391千円	572,155千円	69.9%

(ご参考)平成22年度～平成26年度通算	669,070千円	413,412千円	61.9%
----------------------	-----------	-----------	-------

**管工事賠償補償制度のスキーム**

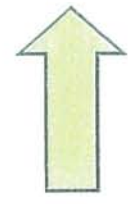
全管連の管工事賠償補償制度は、5年通算損害率に基づき、次々年度に以下の事故係数表が適用されるスキームとなっております。本年度は下記の通りスキームの変更を検討しております。

平成22年度～平成26年度の通算損害率が61.8%のため、現行のスキーム上は、平成28年度より10%の割増となります。新スキームに移行することで、平成28年度の割増は不適用となりますが、引き続き事故防止・損害率低下に向けた取り組みが必要となります。また、新スキームへの移行に際しましては、下記の条件をご了承いただく必要があります。

- 【 新スキーム移行の条件 】**
- ① 当該新スキームを約款上に明記いたします
  - ② 当該新スキームに移行後のスキーム変更はできません

<現行スキームの事故係数表>

5年平均損害率	割増
～60%	1.0
～70%	1.1
～80%	1.3
～90%	1.4
～100%	1.6
～120%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議



<新スキームの事故係数表>

5年平均損害率	割増
～65%	1.0
～75%	1.1
～85%	1.3
～95%	1.4
～105%	1.6
～125%	1.8
～150%	2.2
150%～	別途協議

【継続実施】ロスプリベンション(事故防止対策)

安定的な制度運営のために、ロスプリベンションは欠かすことが出来ません。高額損害を未然にいかを防ぐかが課題となりますが、貴連合会にて実施されている事故防止対策と連動させていただきたくとも、発生してしまった事故の事後対応策につきましても貴連合会と連携の元、対応を随時検討させていただきたいと思えます。

## 1. 事前防止策

県連・単組へ注意喚起

- ・ 県連へ事故防止セミナー等の開催
  - ・ 単組での事故防止講習の開催 (安全対策の啓蒙)
  - ・ 事故白書の配布 (平成27年6月)
  - ・ 全管連ジャーナル「管工事における事故防止対策について」の掲載 (平成28年3月号)
- など

## 2. 事後対応策

事故多発会員の対応

- 損保ジャパン日本興亜から毎月の事故データを全管連へ提供
- ・ 事故多発加入者への注意喚起
  - ・ 高額支払いが多発する加入者への次年度加入の検討 など

## 表彰制度について

全国管工事業協同組合連合会

平成29年2月

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
1	叙勲(春)  (秋)	4月29日  11月3日	(二類) 次の各号に該当する年齢55歳以上の者 1. その内容が著しく危険性の高い業務に精励した者又は著しく危険性の高い環境において業務に精励した者  2. 精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者  3. 人目につかない領域にあって、多年にわたり業務に精励した者 (注)原則30年以上業務に従事していること。  4. 下記のうちどちらかを満たすこと。 ・優秀施工者国土交通大臣顕彰の被顕彰者であること ・5人以上の部下を持つ職長等であること	国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係  推薦枠 二類 2名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
2	優秀施工者国土 交通大臣顕彰 (建設マスター)	10月中旬	<p>建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を顕彰する。</p> <p>次の各号すべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直接工事施工の経験の積み重ねにより、直接工事施工を行うための卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる直接工事施工経験の結果として、このような技能に加えて現場施工管理能力等の技術的能力をも修得した者(会社の代表者の場合は、10人以下の会社のみ適用)。</li> <li>2. 一 技能・技術が優秀であること 二 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、又は建設工事に相当の実績のあること 三 後進の指導・育成に努めていること 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること 五 他の建設現場従事者の模範たりうること</li> <li>3. 建設現場業務に直接従事している年齢 40歳以上60歳以下の者(特例 35歳以上40歳未満、61歳以上の者・但し1名限度) *「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいう。</li> <li>4. 現場業務従事期間が20年以上の者。</li> <li>5. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者。</li> <li>6. 同様の趣旨の国土交通大臣(建設大臣)表彰等を授与されたことがない者。また、これまで団体役員の経験がなく、現在も役員でない者。</li> </ol> <p>(対象外となる者の例) 就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなくもっぱら技術者等(現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等)として施工管理業務のみ(工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等)や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局</p> <p>推薦枠 7名</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
3	青年優秀施工者 土地・建設産業 局長顕彰（建設 ジュニアマスタ ー）	10月中旬	<p>（顕彰の対象）</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の者</li> <li>2. 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者</li> <li>3. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者</li> </ol> <p>（顕彰基準）</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術・技能が優秀である者</li> <li>2. 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者</li> <li>3. 将来その活躍が一層期待される者</li> <li>4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者</li> <li>5. 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者</li> </ol> <p>（欠格等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。</li> <li>2. 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。</li> <li>3. 既に叙勲、褒章又は優秀施工者国土交通大臣顕彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。</li> </ol> <p>（対象外となる者の例）</p> <p>就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなく、もっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局</p> <p>推薦枠 3名</p>



	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
4	「浄化槽の日」 土地・建設産業 局長表彰	10月 1日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年齢 4月1日現在における年齢が50歳以上</li> <li>2. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、関係団体（市協も可*）の役員（理事以上。監事は除く）として5年以上在職し、業界の発展に寄与した者。</li> <li>3. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、業務改善・技術開発等を行って顕著な成果を挙げ、浄化槽の発展に寄与した者。</li> </ol>	国土交通省 土地・建設 産業局建設 業課  推薦枠 3名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
5	周年記念 国土交通省 土地・建設産業 局長感謝状	随時	<p>(建設業等功績者)</p> <p>1. 個人については、原則として次に該当し、建設業務に著しい功績を有し、他の模範であること。</p> <p>(イ) 年齢が50歳以上であること。</p> <p>(ロ) 20年以上建設業務に従事した経験を有すること。</p> <p>(ハ) 当該団体(都道府県)の役員歴を5年以上有すること。(役員は理事以上とし監事は含まない)</p> <p>(ニ) <u>過去に勲章、褒章並びに国土交通大臣表彰及び総合政策局長表彰(旧・建設省建設経済局長表彰(浄化槽発展功労なども含む))を受けたことがないこと。</u>(表彰には感謝状を含む。以下同じ)</p> <p>(ホ) 団体からの推薦があった者であること。</p> <p>(ヘ) 団体の長の表彰を受けたことがある者であること。</p> <p>2. 団体については創立10周年以上経過し、建設事業の発展に尽くした団体であること。(中央団体のほか、ブロック又は都道府県単位の団体を含む。国土交通大臣表彰を受賞している団体は除く)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>候補者の選考に当たっては慎重に調査し、特に罪を犯した者、犯罪容疑者及び建設業法に基づく営業の禁止及び許可の取り消しを受けた者、宅地建物取引業法に基づく業務の停止及び免許の取消しを受けた者及び測量法に基づく営業の禁止及び登録の消除を受けた者であって、表彰することが国民感情にそぐわない者については行わないこと。</p> <p>【近年の受賞実績】</p> <p>平成28年8月 茨城県管工事業協同組合連合会</p> <p>平成27年7月 千葉県管工事業協同組合連合会</p> <p>平成26年5月 富山県管工事業協同組合連合会</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係</p> <p>推薦枠 3名以内</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
6	周年記念 厚生労働大臣感謝状	11月頃	<p>(水道行政推進功労団体)</p> <p>水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に関して著しい功績があった団体が、創立50周年の倍数(50、100等)を経過していること。</p> <p>(審査基準)</p> <p>次の各号すべてに該当する組合について行う。</p> <p>1、水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に著しい功績があった団体が、創立50周年の倍数を経過していること</p> <p>2、「資格者育成への貢献」として、組合において以下講習会等への対応について(定期的な開催の場合尚可)実績があること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置工事主任技術者試験準備講習会</li> <li>・1, 2級配管技能士</li> <li>・給水装置工事配管技能検定会</li> </ul> <p>3、「災害対応への貢献」に対応していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧活動など過去に起こった震災等への対応</li> <li>・行政との災害協定を締結していること</li> <li>・行政との災害訓練に対応していること</li> </ul> <p>【直近の受賞実績】</p> <p>平成29年3月</p> <p>栃木県管工事業協同組合連合会</p>	厚生労働省 健康局水道課総務係
7	安全優良職長厚生労働大臣顕彰	1月中旬	<p>顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。</p> <p>(1) 職長等としての実務経験が10年以上あり、現在も当該職務に就いていること。<u>安衛法の「職長教育」を修了して10年以上経過している者。</u></p> <p>(2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上<sup>の</sup>災害が発生していないこと。</p> <p>(3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。</p> <p>(4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。</p> <p>(5) 60歳未満の方が望ましい。</p> <p>(6) <u>優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞していないこと。</u></p>	建設業労働災害防止協会 推薦枠 1名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
8	(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰	1月下旬	建築物環境衛生関係団体において建築物の環境衛生管理に関する知識、技術の普及向上並びに建築物環境衛生管理事業の発展に貢献し、その功績にかかる期間が当該年表彰日において5年以上であり、かつ、年齢50歳以上である者(春秋叙勲による勲章受章者、褒章条例による褒章受章者及び建築物環境衛生功労者として厚生労働大臣表彰を受けた者は除くものとする)	(公財)日本建築衛生管理教育センター 推薦枠 2名
9	全管連表彰	7月 全国大会時	全管連表彰規定による (A) 組合員 次の(イ)、(ロ)、(ハ)に該当する者 (イ) 同一組合の役員を通算5年以上務めて功績のあった者 (ロ) 本会役員を通算5年以上務めて功績のあった者 (ハ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者 (B) 法人の役員及び従業員 次の(イ)又は(ロ)に該当する者 (イ) 同一事業所に10年以上勤続し、成績優秀にして他の模範となるべき者 (ロ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者 (C) 組合職員 次の(イ)又は(ロ)に該当する者 (イ) 同一組合に10年以上勤続し、成績優秀にして他の模範となるべき者 (ロ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者	

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
10	全管連会長感謝状	周年行事 (受賞日の3ヶ月前までに申請)	<p>会員組合の周年行事に際し、管工事業界及び管工事組合の発展に特に顕著な功績のあった個人、または管工事業界の発展に特に顕著な功績のあった団体であって、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 個人 受賞日までの従事年数が以下に該当するもの。 1) 同一組合の役員を通算5年以上。 2) 同一事業所の役職員を通算10年以上。 3) 同一会員の事務局役職員を通算10年以上。</p> <p>(2) 団体 受賞日までの事業歴が10年以上。</p> <p>(3) その他 会員の推せんにより、本会会長が妥当と認める個人及び団体。</p> <p>○推せん人数 原則として、5名(団体)以内。</p> <p>○提出期日 原則として、感謝状受賞日の3ヶ月前。 審査ならびに賞状作成に日数を要するので、提出期日を厳守すること。</p> <p>○その他 同一の功績により、過去に本感謝状を受賞した個人及び団体を再度推薦する場合は、受賞後10年の経過を目安とすること</p>	

## ○各表彰のポイント

各表彰において、受賞される可能性が高いと思われる人物像について、ポイントを以下のとおりまとめましたので、選定の一助としてください。

なお、各表彰の推薦に係る諸条件については、各々の募集要項にてご確認ください。

- 1) 叙勲二類（瑞宝単光章）
  - ・過去に建設マスターを受賞された方、技能五輪・技能グランプリ出場者、専門校等で配管技能に係る講師をされている方。
- 2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）
  - ・一級または二級配管技能士、登録配管基幹技能者、給水装置工事配管技能者、配水管技能者（日水協）等の技能資格を取得して、現に技能者として従事している方。
  - ・技能五輪・技能グランプリ出場者、専門校等で配管技能に係る講師をされている方。
- 3) 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）
  - ・一級または二級配管技能士等の技能資格を取得して、現に技能者として従事している方。
  - ・過去に技能五輪・技能グランプリ、その他都道府県主催の技能大会等に出場されている方。
- 4) 「浄化槽の日」土地・建設産業局長表彰
  - ・日頃より浄化槽設置工事等に従事し、かつ、組合役員（単組も可）を務めている方。
  - ・浄化槽関連団体の役員を務めている方。
- 5) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰
  - ・職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、各種安全衛生教育を積極的に受講されている方。
- 6) (公財) 日本建築衛生管理教育センター会長表彰
  - ・貯水槽清掃作業監督者講習会、貯水槽清掃作業従事者研修会等において講師を行った方。または、組合役員として上記講習会等の開催に尽力した方。
  - ・永年、ビル管理関連団体の役員を務めている方。

全管連発29第 号  
平成29年 月 日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会  
(押印省略)

### 厚生労働大臣感謝状の申請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記感謝状につきましては、創立50年或いは100年等50の倍数を迎える本会会員組合を対象に、水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に関するの著しい功績を讃えて贈られているものです。

本会では、これまで対象組合からの申請を随時受け付けておりましたが、今般、厚生労働省における同感謝状審査制度の変更により、随時申請が廃止され、年1回(8月末)の審査に変更となりました。つきましては、全管連においても、今後は別記のとおり本感謝状の申請を執り行うことといたしますので、申請をご検討の場合は、別紙の申請書を3月31日(金)までにメール又はFAXにてご送付下さいますようお願いいたします。 敬具

### 記

○感謝状贈呈の対象(次の各号に該当する組合となります)

- (1) 本会会員組合で、水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に著しい功績があった団体が、平成29年4月1日から平成30年3月31日の期間に創立50周年の倍数(50、100等)を経過していること
- (2) 「資格者育成への貢献」として、組合において以下講習会等への対応について(定期的な開催の場合尚可)実績があること
  - ・ 給水装置工事主任技術者試験準備講習会
  - ・ 1, 2級配管技能士
  - ・ 給水装置工事配管技能検定会
- (3) 「災害対応への貢献」に対応していること
  - ・ 復旧活動など過去に起こった震災等への対応
  - ・ 行政との災害協定を締結していること
  - ・ 行政との災害訓練に対応していること

## 厚生労働大臣感謝状 申請書

1. 団体名	
2. 代表者(氏名及び役職)	
3. (創・設)立年月日	昭和      年      月      日
4. 会員数	
5. 記念式典開催の有無	有      ・      無
	(上記で有と回答した場合は下記ご記入ください)
	①式典日程    平成      年      月      日(      )
	②式典会場名・住所
6. 申請担当者氏名	
7. 申請担当者連絡先	①TEL
	②FAX
	③メールアドレス(申請書類のやりとりに必要です)
8. 記入日	平成      年      月      日
9. 備考	

**全管連FAX 03(3949)7351**



全国管工事業協同組合連合会  
都道府県支部長 様

公益財団法人給水工事技術振興財団  
理事長 浜田 康敬

## 平成 29 年度給水装置工事配管技能検定会の改定について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から、当財団の業務につきご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、以下のとおり改定しましたので、ご留意方よろしくお願いたします。

今年度も検定会の実施にあたりご協力方よろしくお願申し上げます。

### 記

#### 1. 主な変更点

- (1) 検定コースの統合
- (2) 「給水装置工事配管技能者証 (カード)」への統一化
- (3) 「給水装置工事配管技能者証 (カード)」への統一に伴う発行申請手続き及び手数料の変更
- (4) カード発行に伴う検定料等の変更

#### 2 変更理由及び内容

##### (1) 検定コースの統合

分岐穿孔検定は最新の技術や法令・通知の改正等の水道に関する基礎知識を習得し質の高い技能者の育成を図るため、平成 27 年度から一部受検者に対し行ってきた学科免除を廃止し、全受検者が学科課程を受講することといたしました。

このことから、全国標準検定受検者と受検課程が同一であることから、分岐穿孔及び地域オプション甲型分水栓取付検定を以下のとおり改定します。

##### 1) 分岐穿孔検定

分岐穿孔検定コースは平成 29 年 3 月 31 日で廃止し、平成 29 年 4 月 1 日から全国標準検定に統合します。

ただし、配管技能士等の資格を取得していることが認められた場合、給水管の切断・接合・組立は免除とします。

なお、材料費について、全国標準検定のうち、給水管の切断・接合・組立が免除に該当する場合は、分岐穿孔に関わる材料費のみとなります。

##### 2) 地域オプション甲型分水栓取付検定

地域オプション甲型分水栓取付検定コースは平成 29 年 3 月 31 日で廃止し、平成 29 年 4 月 1 日から地域オプション甲型分水栓取付検定Ⅱに統合します。

ただし、配管技能士等の資格を取得していることが認められた場合、給水管の切断・接合・組立は免除とします。

なお、材料費について、地域オプション甲型分水栓取付検定Ⅱのうち、切断・接合・組立が免除に該当する場合は、分岐穿孔に関わる材料費のみとなります。

(2) 「給水装置工事配管技能者証(カード)」への統一化

給水装置工事配管技能検定会合格者並びに同検定会合格者と同等の技能を有する者を認定するものとしては、「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」、「給水装置工事配管技能検定合格者証」、及び「給水装置工事配管技能者認定証」の3種類が発行されておりましたが、平成29年4月1日から、「給水装置工事配管技能者証(カード)」に統一します。

また、カードの有効期間については、配管技能者の就業実体の把握を考慮して、10年から5年に変更されます。

(3) 「給水装置工事配管技能者証(カード)」への統一に伴う発行申請手続き及び手数料の変更

現在、検定会の合格者には合格証書を発行し、その後希望者に携帯用顔写真入り合格者証(カード)を有償発行していますが、合格者の約8割の方がカードを希望していることもあり、全ての技能者の把握と登録を目指した一環のため、平成29年4月1日から、合格者全員に「給水装置工事配管技能者証(カード)」を発行する方法に変更いたします。

なお、平成29年度からの改正後の発行手数料は下表のとおりになります。

	旧		新	備 考
	合格者証	認 定 証	技能者証(カード)	
新規発行	3,000円	4,500円	2,000円	平成29年度検定会合格者より適用
再発行	3,500円	3,500円	3,000円	
更 新	3,000円	3,000円	3,000円	

※ 新規発行において、平成28年度までに検定合格等の資格がある方が希望する場合は、従来どおりです

(4) カード発行に伴う検定料等の変更

カード発行料を加算した検定料等については下記のとおりとなります。

	現 在 (消費税込)	平成29年4月1日から カード手数料及び消費税込
全国標準検定(A)	35,000円	37,000円
全国標準検定(B)	35,000円	37,000円
地域オプション検定(ステンレス管)	35,000円	37,000円
地域オプション検定(甲型Ⅱ)	37,000円	39,000円
地域オプション検定(ダクタイル管)	24,000円	26,000円
ポリエチレン管検定	30,000円	32,000円

以上

担当：教務部教務課 長島・新保  
〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号  
小田急第一生命ビル 12 階  
電話 03(6911)2711  
音声案内②番  
FAX 03(6911)2716

全管連発28第170号

平成28年9月1日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会

(押 印 省 略)

技能グランプリ・技能五輪全国大会（配管職種）における  
講師派遣について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記大会について本会では業界団体として「配管」職種の準備・運営に協力しております。

両大会に参加する企業などから参加に当たり、指導者が減少しており、大会への参加が難しいとのご意見をいただいております。

その支援のため、本会より技能大会出場者への指導を行う技能グランプリ優勝者等の講師派遣を新規事業として実施いたします。

つきましては、下記により講師を派遣いたしますので、ご希望がある会員組合は別紙によりお申し込みください。

記

1. 講師謝金 100,000円（税別）／2日  
（税込み108,000円、全管連から謝金の1／2を補助いたします）
2. 交通費 実費（地元組合の算出方法による）
3. 宿泊費 講師は講習日前日に現地に入り、1日目と合わせて2泊いたします。  
宿泊費15,000円（1泊あたり（税込））
4. 支払方法 派遣した企業へ振込
5. 講 師 本会より選定の上、講師を派遣
6. カリキュラム 組合と講師の相談の上決定（例・標準時間割）
7. その他 上記以外の日数等での実施をご希望の際は、事務局にご相談下さい。

以上

本件に関するお問合せ先

全国管工事業協同組合連合会 事務局・佐藤、仲村

電 話 03-3949-7312

FAX 03-3949-7351

メール n\_nakamura@zenkanren.or.jp

平成 年 月 日

## 技能グランプリ・技能五輪全国大会

## 講師派遣 申込書

組合名\_\_\_\_\_

担当者名\_\_\_\_\_

実 施 日	平成 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	
受 講 予 定 者 数	合計 名	
実施会場	所在地	〒 TEL.
備 考		

(全管連FAX 03-3949-7351)

## 標準時間割 (例)

時刻 (時：分～時：分)	所要時間 (時：分)	摘 要
(1日目)		
9：00～ 9：30	0.30	心構え、ガイダンス
9：30～10：30	1.00	原寸図順序、説明
10：30～12：00	1.30	塩ビ管作業、順序 説明
12：00～13：00	1.00	昼休み
13：00～15：00	2.00	銅管、鋼管作業、順序 説明
15：00～17：00	2.00	図面作成
17：00～17：30	0.30	採点基準、協議会が求める技能、片づけ
(2日目)		
9：00～16：30	6.30	競技に沿った訓練 (標準時間 6:15)
12：00～13：00	1.00	昼休み
16：30～17：30	1.00	今後の訓練指導、反省会、後片付け

## 第29回技能グランプリについて

第29回技能グランプリは、下記のとおり実施されます。

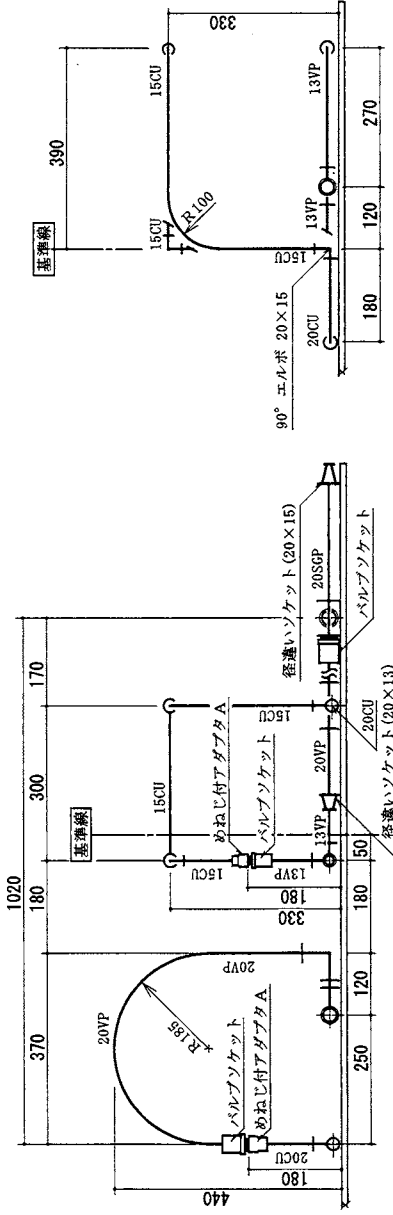
1. 目的 特級、一級及び単一等級の技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重気運の醸成に資することを目的とする。
2. 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、（一社）全国技能士会連合会
3. 後援 国土交通省、経済産業省他、静岡県（特別後援予定）
4. 協力 全国管工事業協同組合連合会他
5. 競技会場 ツインメッセ静岡、キラメッセ沼津他
6. 日程 ①選手会場下見・開会式 2月10日（金）ツインメッセ静岡  
②競技 2月11日（土）キラメッセ沼津  
（建築配管）  
③成績発表・閉会式 2月13日（月）ツインメッセ静岡
7. 参加選手 全30職種 559名（建築配管職種12名。前回実績7名）
8. 助成 建築配管職種への参加者は、近年減少傾向にあり、継続的な競技開催が危ぶまれております。このため本会では、配管技能の向上・継承、後継技能者の確保・育成等につながる技能大会を活性化するため、指導者派遣や建築配管職種に参加する本会所属員企業の選手1人につき10万円の助成を行っています。
9. 競技課題 11月24日に公表。当日には一部変更した課題を提示
10. 本会から参画する委員等（順不同・敬称略）  
大会副会長 大澤規郎  
競技主査 松本正美（理事・技術委員長、東京都・連）  
競技委員 綱田健志（東京都・連）  
事務局 佐藤良浩  
" 仲村信慶

# 参考公表

## 第29回技能グランプリ「建築配管」職種競技課題図

記号	名称	呼び径	外径(mm)
VP	硬質ポリ塩化ビニル管	20A	26.0
VP	硬質ポリ塩化ビニル管	13A	18.0
CU	銅管 (Lタイプ)	20A	22.22
CU	銅管 (Lタイプ)	15A	15.88
SP	配管用軟鋼管	20A	27.2

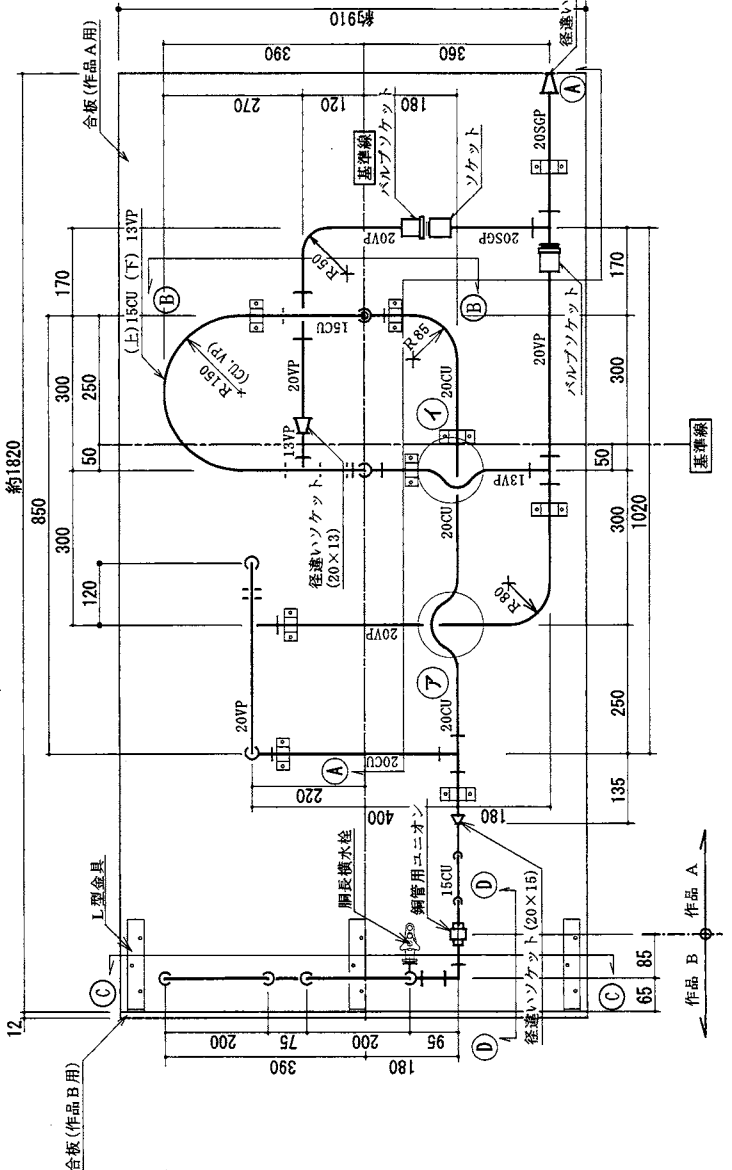
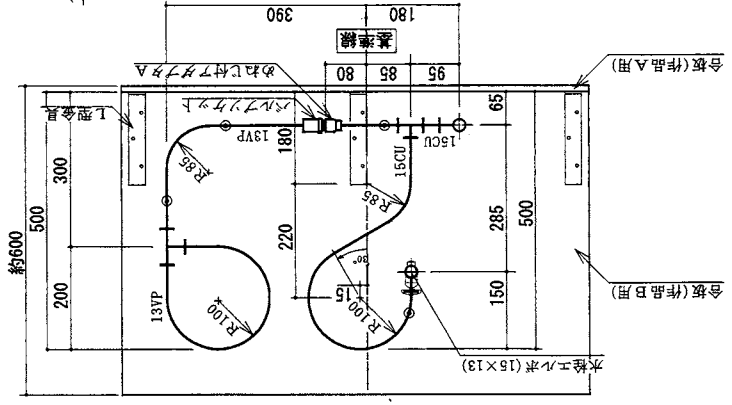
(注) 詳細図以外の寸法は、全て管の中心線とする。



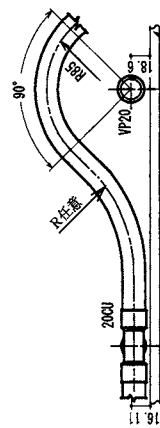
①-① 断面図 S : 1/10

①-② 断面図 S : 1/10

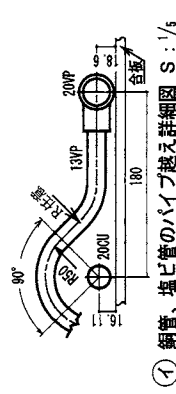
②-② 断面図 S : 1/10



配管平面図 S : 1/10



⑦ 銅管、塩ビ管のパイプ越え詳細図 S : 1/5



① 銅管、塩ビ管のパイプ越え詳細図 S : 1/5

縮尺	1/5, 1/10
標準時間	6時間30分
打切時間	7時間00分

2月3日(金)	事務局研修会 13:30(品川プリンスホテル)
2月10日(金) ~13日(月)	技能グランプリ(キラメッセ沼津)
2月22日(水)	全管連会館に係る特別検討委員会 14:00(全管連)
3月2日(木)	広報委員会 14:00(全管連)
3月9日(木)	事業部会 15:00(損保ジャパン日本興亜 福岡ビル)
4月26日(水)	部長会 14:00(全管連)
5月23日(火)	総務部会 14:00(全管連)
6月1日(木)	経理部会 15:00(全管連)
6月2日(金)	監事会 12:00(全管連)
6月7日(水)	正副会長・部長会議 14:00(全管連)
6月21日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
7月12日(水)	通常総会(理事会) 14:00(ホテル紅葉館) 全国大会 16:00(同) 懇親会 18:00(ホテル千秋閣)
8月19日(土)	青年部協議会総会 (福岡市)調整中
10月14日(土) ~19日(木)	技能五輪国際大会(アラブ首長国連邦・アブダビ)
10月17日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月25日(水)	日本水道協会 全国会議(サンポート高松)
12月7日(木)	経理委員会 (京都)調整中
12月8日(金)	監事会 (全管連)調整中
1月17日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル) 調整中 新年賀詞交歓会 15:30(同)